

裁判員制度の概要について

五日市 健佑

はじめに

司法制度改革審議会の答申に基づき、平成16年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」、いわゆる裁判員法（以下、法と呼ぶ）が制定、公布されました。「公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」（附則第1条）とされ、遅くとも平成21年5月には施行されることとなります。

1. 基本構造

（1）合議体の構成

はじめに合議体の構成としては、原則、裁判官3人・裁判員6人の計9人の合議体で行われることになっていますが、一定の場合は、裁判官1人・裁判員4人で行われます（法2条2項）。また、裁判官が必要と認めるときに、補充裁判員をおくことができます（法10条1項）。

（2）裁判員・補充裁判員の権限

次に、裁判員及び補充裁判員の権限について説明します。裁判員の権限としては、有罪・無罪の決定及び量刑に関し、審理・裁判します。また、審理において、裁判長に告げて、証人を尋問し、被告人の供述を求めることができます（法6、56条）。

補充裁判員の権限としては、審理に立会い、審理中に合議体の裁判員が欠けた場合に、代わってその合議体に加わります。また、合議体に加わる以前でも、訴訟に関する書類等を閲覧することができ、さらに、合議体に加わる以前でも、評議に出席することができます（法10条2、3項、69条）。

次に、評決についてですが、裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないとされています（法66、67条）。

対象事件としては、原則、以下のいずれかに該当する事件とされています。①死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪に係る事件、または、②法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの（法2条1項）です。

ただし、裁判官が、裁判員又はその親族の生命・身体に危害を加える行為又は脅迫行為が為された状況、被告人が属する団体の構成員により行われた人の生命・身体に危害を加える行為の状況その他の事情により、裁判員又はその親族若しくはこれに準ずる者の生命・身体に対する害若しくは財産に対する重大な害を加える行為又はこれらの者の生活の平穩を著しく侵害する行為が為される等のおそれがあり、そのために裁判員となる者が強く畏怖するなどして裁判員の職務を行うことのできない状況にあると認めるときに、裁判

官のみで審理することとする（法 3 条）とされ、対象事件から除外されます。

2. 裁判員及び補充裁判員の選任

続いて、裁判員及び補充裁判員の選任方法等について説示します。

はじめに、裁判員の要件としては、裁判所の管轄区域内の衆議員議員の選挙権を有するもの（法 13 条）とされています。

欠格事由としては、一般の公務員に任命されることができない者、義務教育を終了していない者、禁固以上の刑に処せられた者、心神故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者（法 14 条）とされています。

次に就職禁止事由としては、大別して就職上の禁止事由と公訴提起等に伴う就職禁止事由の 2 種類があります。

はじめに就職上の禁止事由としては、国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員、都道府県知事及び市町村長、自衛官、裁判官及び裁判官であった者、検察官及び検察官であった者、弁護士及び弁護士であった者、裁判所の職員、法務省の職員、国家公安委員会・都道府県公安委員会委員及び警察職員、司法警察職員としての職務を行う者、弁理士、公証人、司法書士、判事・判事補・簡易裁判所判時・検察官又は弁護士となる資格を有する者、大学の学部・専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教授、司法修習生（法 15 条 1 項）となっています。

次に、公訴提起等に伴う就職禁止事由としては、禁固以上の刑に当たる罪につき起訴され、まだその判決確定に至らない者、逮捕又は拘留されている者（法 15 条 2 項）となっています。

続いて、辞退事由としては、年齢が 70 年以上の者、地方公共団体の議会の議員（会期中に限る）、学生及び生徒、過去 5 年以内に裁判員又は補充裁判員に選任されたことがある者、過去 1 年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者、過去 5 年以内に検察審査委員又は補充員に選任されたことがある者、重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難である者、介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要がある者、その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある者、父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがある者（法 16 条）となっています。

最後に、除斥事由としては、被告人又は被害者、被告人又は被害者の親族又はこれらの者であった者、被告人又は被害者の法定代理人・後見監督人・保佐人・保佐監督人・補助人又は補助監督人、被告人又は被害者の同居人又は雇人、事件について告発又は請求をした者、事件の証人又は鑑定人になった者、被告人の代理人、辩护人又は補佐人になった者、事件について検察官又は司法警察職員として職務を行った者、事件について検察審査員、補充員又は審査補助員として職務を行った者、事件について刑事訴訟法第 266 条第 2 号の決定・略式命令・第 398 条ないし第 400 条・第 412 条若しくは第 413 条の規定により差し戻し・若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となった取調べに関与した者（法 17 条）となっています。